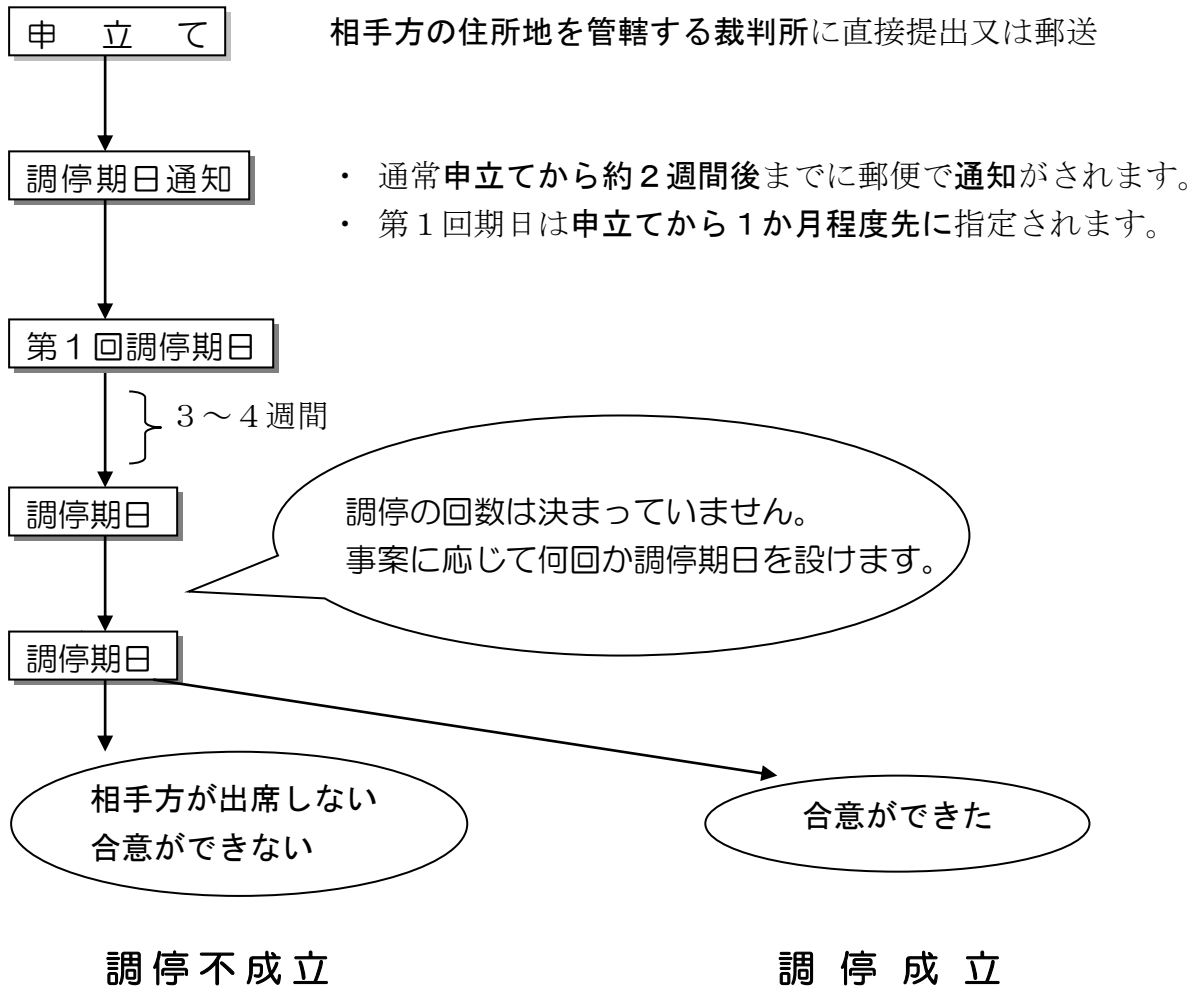


離婚調停の手続の流れ

(一般的な流れを示したものです。)



★ 裁判での離婚を希望する場合は、別に訴状を作成し手数料等を添えて管轄の家庭裁判所に提出しなければなりません。

- ☆ 離婚について調停が成立した場合は、10日以内に市区町村役場に離婚の届出をしなければなりません。
- ☆ 年金分割の割合を決めた場合は、年金事務所等において、年金分割の請求を行う必要があります。
- ☆ 離婚後の母（又は父）の戸籍に子の戸籍を移したい場合は、別途子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に「子の氏の変更」の手続が必要になります。子が15歳未満の未成年者の場合は、親権者が申立手続きを行います。